

令和5年度 魚津市の健全化判断比率を公表します。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定により、各地方公共団体は、健全化判断比率及び公営企業ごとの資金不足比率を、監査委員の審査に付したうえで議会に報告するとともに市民の皆様に公表することとされています。

平成20年度決算からは、健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）のうちのいずれかが早期健全化基準以上となった場合には、自主的な財政の健全化を図る「財政健全化計画」を、議会の議決を経て策定しなければならず、財政再生基準以上になった場合には、国の関与を伴う「財政再生計画」の策定が必要になります。

また、資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合には、「経営健全化計画」を議会の議決を経て策定する必要があります。

魚津市の令和5年度決算に基づき算定された健全化判断比率及び資金不足比率は、いずれも早期健全化基準又は経営健全化基準を下回っており、前年度と比較すると、実質公債費比率は0.5ポイント悪化しましたが、将来負担比率は3.2ポイント改善しています。

今後も引き続き、公債費等の推移に注意を払いながら、健全な財政運営に努めます。

○健全化判断比率

(単位：%)

区分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
魚津市の 比率 R05	—	—	11.3	73.5
比 率 R04	—	—	10.8	76.7
早期健全化基準	13.24	18.24	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

※実質赤字額及び連結実質赤字額がないので、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は算定されないため、「—」を記載しています。

○資金不足比率

(単位：%)

区分	魚津市の比率	経営健全化基準
水道事業会計	— (—)	20.0
下水道事業会計	— (—)	20.0

※資金不足額がないので、資金不足比率は算定されないため、「—」を記載しています。 () は前年度数値。

各指標の説明

◆実質赤字比率

一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものです。

◆連結実質赤字比率

すべての会計の赤字と黒字を合算し、地方公共団体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての運営の深刻度を示すものです。

◆実質公債費比率

一般会計の借入金返済額に公営企業会計等の借入金返済額に対する繰出金等を合算した額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すものです。

◆将来負担比率

一般会計の借入金残高や公営企業会計の借入金に対する一般会計の負担見込額などの負債の残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものです。

◆資金不足比率

公営企業の資金不足の状況を、公営企業の財政規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すものです。